

被災者支援

ハンドブック



秦野市



はじめに

災害からの1日も早い復興を成し遂げるためには、まず被災者自らが生活再建への意欲を持ち、様々な人々との協働や支援制度の活用を図りながら取り組んでいくことが大切です。

また、暮らしの場である地域の復興のために地域の住民同士が助け合い、取り組んでいくことも大切です。

このハンドブックは、市民の皆さまが各種の支援制度を最大限に活用しながら生活再建や地域の復興に向けて取り組むことができるよう、各種支援制度をわかりやすくまとめたものです。

あわせて、災害による被害を軽減し速やかに復興を成し遂げるためには、日頃からの取り組みも大切です。「自分の身は自分で守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」ために、防災対策に取り組んでいただければと思います。





索引

1	り災証明書について	… P 3 ~ 4
2	各種支援制度	
	(1) 生活等の支援	… P 5 ~ 9
	(2) 減免・免除等	… P 10 ~ 16
	(3) その他の支援	… P 17 ~ 18
3	災害救助法について	… P 19 ~ 22
4	被災者生活再建支援制度について	… P 23 ~ 25



1 り災証明書について

り災証明書とは、自然災害により住家が被災したとき、市がその被害状況を確認し、被害の程度を証明する書類のことです。市では「秦野市り災証明交付要綱」及び国が定める統一基準に基づき被害の程度を判定し、り災証明書を交付します。

台風や地震により住家に被害があった場合は、り災証明書交付申請書を市に提出し、被害の程度に応じた被災者支援事業を活用して早期復旧を図りましょう。

り災証明書を受け取るまで

災害発生

「り災証明書交付申請書」の受付を開始するのは発災から1～2週間後です。発災直後は慌てず、家族の安全や住まいの確保、**被害状況の記録（写真撮影）**等を行いましょう。

Step 1 「り災証明書交付申請書」の提出

(1) 必要書類（提出先は次ページ）

- ア り災証明書交付申請書
- イ 写真、図面、
その他被害の状況が分かる書類

秦野市ホームページから
ダウンロード
QRコード⇒



検索

秦野市 り災証明

(2) 留意点

- ア 申請する前に用途を検討し、提出先に必要な書類を確認しましょう。（保険の請求など、り災証明書が必要ない場合もあります。）
- イ 申請期限はり災した日からおおよそ90日以内です。

Step 2 現地調査

市職員（又は市外からの応援職員）が被災住家に伺い、被害の程度を調査します。

Step 3 「り災証明書」の交付

※判定結果に疑義がある場合は再調査を申請することができます。
（り災証明書の交付日からおおよそ30日以内を申請期限とします。）



証明書の種類

証明書の種類は次のとおりです。

種類	対象	証明の内容	発行までの期間
り災証明書	住家	被害の程度	長い (原則、現地調査あり)
り災届出証明書	非住家 その他	被害があったことを 市に届け出た事実	短い (原則、現地調査なし)

「り災証明書」の発行には現地調査、判定内容の精査等、時間を必要とするため、証明書の提出先に確認し可能であれば「り災届出証明書」の交付を受けましょう。

申請書の提出先

申請書の提出先は次のとおりです。

時期	提出先	場所	電話番号
平常時	防災課	西庁舎 3 階	0463-82-9621
大規模災害時	資産税課	本庁舎 2 階	0463-82-7391

被害の程度の種類

「り災証明書」により証明される被害の程度には次の種類があります。

被害の程度	認定基準	備考
全壊	延床面積の 70%以上又は 経済的被害の 50%以上	現地調査が必要 ※広範囲の流失等の場合は写真判定
大規模半壊	延床面積の 50%以上又は 経済的被害の 40%以上	現地調査が必要
中規模半壊	延床面積の 30%以上又は 経済的被害の 30%以上	
半壊	延床面積の 20%以上又は 経済的被害の 20%以上	
準半壊	経済的被害の 10%以上	
一部損壊	経済的被害の 10%未満	写真判定のみでの交付が可能 (自己判定方式)



2 各種支援制度

被災された方の生活復旧などに対して、自治体、社会福祉法人等からの支援があります。

ここでは、各種支援制度の主要な事項を掲載しますが、災害の規模、種類により内容の変更、新たな制度の設立がされるため市ホームページ等で発信される情報を確認し、いち早く安定した生活を確保しましょう。

支援制度の内容

(1) 生活等の支援（P 6～）

災害により死傷された方、住宅に被害を受けた方等を対象に支援金の給付、貸付金の融資等があります。

(2) 減額・免除等（P 10～）

被害状況に基づく市税、水道使用料、福祉施設利用者負担額等の減額・納税の猶予・免除が講じられる場合があります。

保険料などについても減免が適用される場合があるため、該当がある場合は確認しましょう。

(3) その他の支援（P 17～）

り災ごみの処理、土砂・倒木の撤去等を実施する場合があります。



(1) 生活等の支援

被災後の状況

活用できる支援制度

住家等が半壊以上又は
重傷、家族が死亡した。
(災害救助法未適用)

→

小災害見舞金等の支給 P 7

災害により家族が死亡した。

→

災害弔慰金 P 7

災害によって負傷し、
重い障害が残ってしまった。

→

災害障害見舞金 P 8

災害により負傷、住家の半壊
等してしまい、生活再建への
費用が不足している。

→

災害援護資金 P 9

住居を失い、市営住宅等を
利用したい。

→

市営住宅の一時提供 P 9



制度の名称	小災害見舞金等の支給
支援の種類	給付
制度の内容	○ 災害救助法の適用を受けない災害又は火災若しくは爆発により被害が生じたもの
活用できる方	○ 次のいずれかに該当する被害を受けた者 ① 住家又は店舗若しくは事業所の全壊、全焼又は流出の被害を受けた使用者、所有者 ② 住家等の半壊、半焼、床上浸水の被害を受けた使用者・所有者 ③ 重傷又は死亡（本市に住所を有するものに限る） 重傷の場合は本人、死亡の場合は遺族 ※ 担当課から対象者に連絡します。
お問い合わせ	地域共生推進課（本庁舎2階）Tel0463-82-7392

制度の名称	災害弔慰金
支援の種類	給付
制度の内容	○ 災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき支給します。 ○ 支給額は次のとおりです。 ・ 生計維持者が死亡した場合：500万円 ・ その他の者が死亡した場合：250万円 ★ 秦野市に自然災害により①1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害、②都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害、③都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害、④災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害に支給されず。詳細は下記連絡先へご確認ください。
活用できる方	○ 災害により死亡した方のご遺族です。 ○ 支給の範囲・順位 ・ 1. 配偶者 2. 子 3. 父母 4. 孫 5. 祖父母 ・ 上記のいずれも存しない場合には兄弟姉妹 （死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る） ・ 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先とし、その他の遺族を後とする
お問い合わせ	地域共生推進課（本庁舎2階）Tel0463-82-7392



制度の名称	災害障害見舞金
支援の種類	給付
制度の内容	<p>○ 災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき支給します。</p> <p>○ 支給額は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none">・生計維持者が重度の障害を受けた場合：250万円・その他の者が重度の障害を受けた場合：125万円 <p>★ 秦野市に自然災害により①1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害、②都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害、③都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害、④災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害に支給されます。詳細は下記連絡先へご確認ください。</p>
活用できる方	<p>○ 災害により次のような重い障害を受けた方です。</p> <ul style="list-style-type: none">・両眼が失明した人・咀嚼及び言語の機能を廃した人・神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人・胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人・両上肢をひじ関節以上で失った人・両上肢の用を全廃した人・両下肢をひざ関節以上で失った人・両下肢の用を全廃した人・精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が、前各項目と同程度以上と認められる人
お問い合わせ	地域共生推進課（本庁舎2階）Tel0463-82-7392



制度の名称	災害援護資金												
支援の種類	貸付（融資）												
制度の内容	<p>○ 災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。</p> <p>★ 都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある自然災害を対象とします。詳細は下記連絡先へご確認ください。</p>												
活用できる方	<p>○ 次の被害を受けた世帯の世帯主が対象です。（いずれか）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上 ・ 家財の1/3以上の損害 ・ 住居の半壊又は全壊・流出 <p>○ 所得制限があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人員</th> <th>市町村民税における前年の総所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>220万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>430万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>620万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>730万円</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円</td> </tr> </tbody> </table>	世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円
世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額												
1人	220万円												
2人	430万円												
3人	620万円												
4人	730万円												
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円												
お問い合わせ	地域共生推進課（本庁舎2階）TEL0463-82-7392												

制度の名称	市営住宅の一時提供
支援の種類	現物支給
制度の内容	○ 災害により住まいを失った場合に、生活再建の支援として市営住宅を短期間提供します。
活用できる方	○ 災害により住家が滅失した方
お問い合わせ	交通住宅課（西庁舎2階）TEL0463-82-9642



(2) 減額・免除等

被災後の状況

災害により、住家や家財等の
損傷、人的被害を受けた場合

※ 各種サービス等を利用している
場合は、減免の対象となることが
あるため内容を確認し、必要があ
れば申請等を行いましょう。

活用できる支援制度

- 市民税の減免 P 1 1
- 軽自動車税の減免 P 1 1
- 固定資産税の減免 P 1 2
- 介護保険料の徴収猶予 P 1 2
- 介護保険料の減免 P 1 3
- 居宅介護サービス等の額の特例 P 1 3
- 国民健康保険税の減免 P 1 4
- 国民健康保険一部負担金の減免 P 1 4
- 国民年金保険料の減免 P 1 5
- 後期高齢者医療保険料の減免 P 1 5
- 後期高齢者医療保険料の徴収猶予 P 1 5
- 特定教育・保育及び特定地域型保育の
利用者負担額の減免 P 1 6
- 秦野市立認定こども園給食費の減免 P 1 6
- 上下水道料金の減免 P 1 6



制度の名称	市民税の減免			
支援の種類	減免			
制度の内容	○ 住家又は家財について災害により受けた損害の金額（保険金、損害賠償金などにより補填されるべき金額を除く。）が、その住宅又は家財の価格の3/10以上あるもの及び災害により死傷された方の税額を減免する場合があります。			
活用できる方	○ 前年中の合計所得金額が1千万円以下である場合、次の区分のとおり減免します。			
		合計所得金額		
	損害の程度	～500万円	～750万円	750万円超
	3/10以上 5/10未満	1/2	1/4	1/8
	5/10以上	全額	1/2	1/4
	○ 災害により死傷された方			
	・死亡し、又は生死不明となった場合	全額		
	・障害者となった場合	9/10以内		
お問い合わせ	市民税課（本庁舎2階）TEL0463-82-5130			

制度の名称	軽自動車税の減免		
支援の種類	減免		
制度の内容	○ 自己が所有する軽自動車が被災した場合、軽自動車税が減免される場合があります。		
活用できる方	○ 被災した軽自動車の所有者		
お問い合わせ	市民税課（本庁舎2階）TEL0463-82-5129		



制度の名称	固定資産税の減免	
支援の種類	減免	
制度の内容	○ 所有する固定資産が災害により著しく損害を受けた場合、税額を減免する場合があります。	
活用できる方	○ 農地、宅地等が損害を受けた場合	
	被害面積	減免の割合
	その土地の 20%以上 40%未満のもの	4/10
	その土地の 40%以上 60%未満のもの	6/10
	その土地の 60%以上 80%未満のもの	8/10
	その土地の 80%以上のもの	全額
活用できる方	○ 家屋等が損害を受けた場合	
	り災程度	減免の割合
	半壊 (20%以上)	4/10
	大規模半壊 (40%以上)	6/10
	全壊 (50%以上)	全額
お問い合わせ	資産税課 (本庁舎 2 階) 土地担当 TEL0463-82-7390 (土地の減免) 家屋償却資産担当 TEL0463-82-7391 (家屋等の減免)	

制度の名称	介護保険料の徴収猶予	
支援の種類	猶予	
制度の内容	○ 災害により納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認められるときは、申請に基づき、6か月以内の期間に限り徴収を猶予することがあります。	
活用できる方	○ 第一号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、災害により住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けた場合	
お問い合わせ	高齢介護課 (本庁舎 1 階) TEL0463-82-9616	



制度の名称	介護保険料の減免			
支援の種類	減免			
制度の内容	○ 災害による損害の程度及び前年の所得額に応じ、次の割合のとおり減免します。			
	損害の程度	合計所得金額		
		～300万円	～450万円	～600万円
	1/3以上 1/2未満	1/2	1/3	1/4
1/2以上 2/3未満	2/3	1/2	1/3	
2/3以上	全額	2/3	1/2	
活用できる方	○ 第一号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、災害により住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けた場合			
お問い合わせ	高齢介護課（本庁舎1階）TEL0463-82-9616			

制度の名称	居宅介護サービス等の額の特例			
支援の種類	支給			
制度の内容	○ 居宅介護サービス費、介護予防サービス費等の必要経費を負担することが困難であると認めた場合、損害の程度及び前年の所得額に応じ、次の割合のとおり支給します。			
	損害の程度	合計所得金額		
		～300万円	～450万円	～600万円
	1/3以上 1/2未満	95/100	94/100	93/100
1/2以上 2/3未満	97/100	95/100	94/100	
2/3以上	100/100	97/100	95/100	
活用できる方	○ 要介護被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、災害により住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けた場合			
お問い合わせ	高齢介護課（本庁舎1階）TEL0463-82-9616			



制度の名称	国民健康保険税の減免			
支援の種類	減免			
制度の内容	○ 災害による損害の程度及び前年の所得額に応じ、次の割合のとおり減免します。			
	損害の程度	合計所得金額		
		～300万円	～450万円	～600万円
	1/3以上 1/2未満	1/2	1/3	1/4
	1/2以上 2/3未満	2/3	1/2	1/3
2/3以上	全額	2/3	1/2	
活用できる方	○ 災害により保険税の納付が困難であると認められる場合			
お問い合わせ	国保年金課（本庁舎2階）TEL0463-82-9613			

制度の名称	国民健康保険一部負担金の減免	
支援の種類	減免	
制度の内容	○ 家屋に30%を超える損害を受けた場合	
	損害の程度	減額割合
	30%以上 50%未満	50%
	50%以上 70%未満	65%
70%以上	全額	
活用できる方	○ 災害により自宅に被害（30%以上）が出た場合	
お問い合わせ	国保年金課（本庁舎2階）TEL0463-82-9613	



制度の名称	国民年金保険料の免除
支援の種類	免除
制度の内容	○ 災害により保険料を納付することが著しく困難であると認められるときは、免除される場合があります。
活用できる方	○ 住宅、家財その他の財産の被害金額（保険金、損害賠償金などにより補填されるべき金額を除く。）が、その価格のおおむね1/2以上の損害を受けた場合
お問い合わせ	国保年金課（本庁舎2階）TEL0463-82-9614

制度の名称	後期高齢者医療保険料の減免
支援の種類	減免
制度の内容	○ 災害が発生した月以降6か月の月額保険料相当額を減免する場合があります。
活用できる方	○ 住家が半壊、半焼、床上浸水と同等若しくはそれ以上の損傷を受けた場合
お問い合わせ	国保年金課（本庁舎2階）TEL0463-82-5491

制度の名称	後期高齢者医療保険料の執行猶予
支援の種類	猶予
制度の内容	○ 災害により納付すべき保険料の全部又は一部を一時的に納付することができないと認められるときは、申請に基づき、6か月以内の期間に限り徴収を猶予する場合があります。
活用できる方	○ 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合
お問い合わせ	国保年金課（本庁舎2階）TEL0463-82-5491



制度の名称	特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額の減免	
支援の種類	減免	
制度の内容	○ 災害により著しく困窮し、利用者負担額を負担する資力がないと認める場合は次のとおり減免します。	
	被害の割合	減額する利用者負担額
	家屋の 1/3 以上	利用者負担額に 1/3 を乗じて得た額
	家屋の 1/2 以上	利用者負担額に 1/2 を乗じて得た額
活用できる方	○ 災害により、所有かつ居住する家屋に被害が生じた支給認定子どもの保護者	
お問い合わせ	保育こども園課（本庁舎 2 階）Tel.0463-82-9606	

制度の名称	秦野市立認定こども園給食費の減免	
支援の種類	減免	
制度の内容	○ 災害により著しく困窮し、給食費を負担する資力がないと認める場合は次のとおり減免します。	
	被害の割合	減額する給食費
	家屋の 1/3 以上	給食費に 1/3 を乗じて得た額
	家屋の 1/2 以上	給食費に 1/2 を乗じて得た額
活用できる方	○ 災害により、所有かつ居住する家屋に被害が生じた支給認定子どもの保護者（特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額の減免の決定を受けた方）	
お問い合わせ	保育こども園課（本庁舎 2 階）Tel.0463-82-9606	

制度の名称	上下水道料金の減免	
支援の種類	減免	
制度の内容	○ り災月を含む 1 検針分の請求額を全額減免します。	
活用できる方	○ 災害により大規模半壊以上（床上浸水含む）のり災証明書の発行を受けた方	
お問い合わせ	営業課（浄水管理センター）Tel.0463-83-2111	



(3) その他の支援

復旧・復興の意向

災害により発生したごみを
処理したい

→

活用できる支援制度

り災ごみの処理

P 1 8

住宅等に流入した土砂や倒木
を撤去したい

→

土砂・倒木の撤去

P 1 8



制度の名称	り災ごみのごみ処理手数料の減免
支援の種類	減免
制度の内容	○ 災害により発生したり災ごみを無償で処分します。
活用できる方	○ り災証明書等の発行を受けた方
お問い合わせ	環境資源対策課（環境資源センター）TEL0463-82-4401

制度の名称	土砂・倒木の撤去
支援の種類	費用補助
制度の内容	<p>○ 風水害により住宅等に土砂の流入又は倒木被害が発生した場合において、その撤去に係る費用を助成します。</p> <p>○ 最大10万円を限度とし、補助対象経費の2分の1を補助します。</p> <p>○ 補助対象経費から助成金額を除く額が3万円以上に限ります。</p> <p>※ 現地確認が必ず必要になります。</p> <p>※ 風水害の発生から90日以内に撤去が必要になります。</p>
活用できる方	○ 住宅等に被害が生じ又は被害を生じさせた個人
お問い合わせ	防災課 TEL0463-82-9621



3 災害救助法について

災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）とは、災害に対して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力のもとに、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的に制定された法律。

救助の種類は①避難所の設置 ②被災者の救出 ③応急仮設住宅の供与
④住宅の応急修理 ⑤炊き出しその他による食料の供給 ⑥学用品の供与
⑦飲料水の供給 ⑧埋葬 ⑨被服、寝具その他生活必需品の供与・貸与
⑩死体の捜索・処理 ⑪医療・助産 ⑫障害物の除去 です。

災害救助法の適用には条件があり、秦野市では次の場合に適用されます。

① 秦野市内 で 100 世帯以上 の住家が滅失
② 神奈川県内 で 2,500 世帯以上 の住家が滅失 かつ 秦野市内 で 50 世帯以上 の住家が滅失
③ 神奈川県内 で 12,000 世帯以上 の住家が滅失 かつ 秦野市内 で 多数の世帯 ※ の住家が滅失 ※ 多数の世帯 …災害の規模、状況等により変動する数値
①～③のほか、多数の者が生命又は身体に危害を受ける可能性のある場合などに適用されます。

ここでは、災害救助法に基づく救助のうち、被災者自身が活用することが出来る制度について記載します。



再建の意向

住宅を応急的に修理したい

→

住宅の応急修理

P 2 1

土砂等を撤去したい

→

障害物の除去

P 2 2

災害で損傷した教科書等の
学用品を調達したい

→

学用品の給与

P 2 2

活用できる支援制度



制度の名称	住宅の応急修理（災害救助法）						
支援の種類	現物支給						
制度の内容	<p>○ 災害救助法に基づき、日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理します。</p> <p>○ 応急修理は①被災者が市へ申し込み、②市が業者に依頼し実施します。</p> <p>○ 修理範囲は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋根、柱、床、外壁、基礎等の応急修理 ・ドア、窓等の開口部の応急修理 ・上下水道の配管、電気、ガス、電話等の配線 ・トイレなどの日常生活部分 など、生活に必要な最低限の修理（※内装工事や家電製品は対象外） <p>○ 修理限度額</p> <p>※同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされます。</p> <table border="1" data-bbox="448 913 1442 1077"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>1世帯あたりの限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模半壊、半壊</td> <td>59万5千円</td> </tr> <tr> <td>準半壊</td> <td>30万円</td> </tr> </tbody> </table>	住宅の被害程度	1世帯あたりの限度額	大規模半壊、半壊	59万5千円	準半壊	30万円
住宅の被害程度	1世帯あたりの限度額						
大規模半壊、半壊	59万5千円						
準半壊	30万円						
活用できる方	<p>○ 次の要件を満たす方が対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①住宅が自然災害により一部損壊（準半壊）以上した世帯 ②応急仮設住宅等に入居していない世帯 ③自ら修理する資力のない世帯 						
お問い合わせ	公共建築課（西庁舎3階）Tel0463-86-6019						



制度の名称	障害物の除去（災害救助法）
支援の種類	現物支給
制度の内容	<ul style="list-style-type: none">○ 災害救助法に基づき、住家又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等の障害物を除去します。○ 除去は①被災者が市へ申し込み、②市が業者に依頼し実施します。○ 障害物の除去の費用は、市内において行った1世帯当たりの平均が13万7,900円以内です。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none">○ 半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない方が対象です。
お問い合わせ	防災課（西庁舎3階）TEL0463-82-9621

制度の名称	学用品の給与（災害救助法）
支援の種類	現物支給
制度の内容	<ul style="list-style-type: none">○ 教科書や正規の副教材を無償給与します。その他の教材、文房具、通学用品についても支給します。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none">○ 災害により住家に被害を受け、学用品を失った小・中学校、高等学校等の児童・生徒
お問い合わせ	学校教育課（教育庁舎2階）TEL0463-84-2785



4 被災者生活再建支援制度について

被災者生活再建支援制度とは、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し支援金を支給し、その生活の再建を支援することを目的とした制度です。

制度の適用には条件があり、市内で『10世帯以上の住家全壊被害』が発生した自然災害が制度の対象です。

なお、令和3年5月時点で、秦野市が対象となる自然災害はありません。

1 制度の対象

制度の対象は、次のいずれかに該当する世帯です。

① 住宅が「全壊」した世帯（全壊）
② 住宅が「半壊」、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯（解体）
③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯（長期避難）
④ 住宅が「半壊」し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊）
⑤ 住宅が「半壊」し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊）



2 支給額

支援金の支給額は以下の二つの支援金の合計額となります。

- (1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
- (2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

（単位：万円）

区分	基礎支援金 ①	加算支援金 ②		計 (①+②)
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		
全壊	100	建設・購入	200	300
解体		補修	100	200
長期避難		賃借（公営住宅を除く）	50	150
大規模半壊	50	建設・購入	200	250
		補修	100	150
		賃借（公営住宅を除く）	50	100
中規模半壊	-	建設・購入	100	100
		補修	50	50
		賃借（公営住宅を除く）	25	25

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の額の3/4の額となります。

※中規模半壊世帯については、「加算支援金」のみ申請可能です。



3 申請手続き

(1) 申請書類

被災者生活再建支援金申請に必要な書類

区分	全壊	解体		大規模 半壊	中規模 半壊
		半壊解体	敷地被害 解体		
1 申請書	○	○	○	○	◎
2 解体証明書		○	○		
3 滅失登記簿謄本		○	○		
4 敷地被害証明書類			○		
5 住民票	○	○	○	○	◎
6 預金通帳の写し	○	○	○	○	◎
7 契約書等の写し	◎	◎	◎	◎	◎

○：基礎支援金の申請に必要な書類 ◎：加算支援金の申請に必要な書類

(2) 申請期間

ア 基礎支援金 災害発生日から13か月以内

イ 加算支援金 災害発生日から37か月以内

(3) 申請窓口

地域共生推進課（本庁舎2階）

(4) 関連ページ



(公財) 都道府県センター



内閣府 防災情報ページ



改定履歴

日付	改定内容
令和2年7月20日	初版発行
令和3年6月14日	2版発行

被災者支援ハンドブック

令和3年6月発行

編集発行 防災課

秦野市桜町一丁目3番2号

電話 0463-82-5111